

# 池田二丁目環境保護地区の指定解除について

- 1 条文の解釈
- 2 土地所有者からの申出による指定解除について
- 3 環境保護地区の指定方針

# 令和3年度(2021年度)第4回環境審議会であつた主な意見

	ご質問・ご意見	回答	今回の資料
条文の解釈			
1	<p>(原島委員)</p> <p>条例第6条第1項第3号の規則で定める場合とは、相続により土地所有者の変更があつたことが大前提であり、所有者が変わっていないにも関わらず、規則で解除できるのか疑問。</p> <p>条例の解釈が少し複雑で、無効でないかと思つた。市の見解を聞きたい。</p>	<p>当該条文は平成15年の改正において追加されたものであるが、当時の資料を確認したうえ、本市の法制担当に確認し、以下のように整理している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正前は指定解除の規定がなかつたことから、当時の環境審議会に対し「指定解除となり得る理由」7項目を明示し、了承いただいた経緯がある。</li> <li>・この7項目を条文化するにあたり内容を整理した結果、条例第6条第1項第3号で項番3を例示したうえで、項番3から6を「その他の規則で定める場合」で読むようにした。</li> <li>・規則第5条では項番3から6を並列で記載し、「いずれかの場合」(に解除できる)としていることから、相続によらない場合であっても解除できると解釈する。</li> </ul>	<p>資料1 3ページ</p> <p>別紙1</p>
土地所有者からの申出による指定解除について			
2	<p>(原島委員)</p> <p>地権者C氏は死亡しているので【全員一致で解除の意向】はありえないのでは？</p>	<p>死亡したC氏の相続人がB氏になっていることを登記記録で確認し、土地所有者全員から解除の申出を受理した。資料に、指定解除にあつての適用条項などを記載した。</p>	<p>資料1 4ページ</p>
環境保護地区の指定方針			
3	<p>(川越委員)</p> <p>指定解除の理由のひとつとして、指定面積基準の2,000㎡以上を満たさないとの説明であつたが、指定面積基準 2000㎡の根拠は？</p>	<p>前回の審議会において説明が不足していた点について、過去の経緯も含めて以下のように整理している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保護地区の指定において、平成15年度の環境審議会において「基準が明確でない」との指摘を受けたため、指定方針として明文化した経緯がある。</li> <li>・しかしながら、当該指針は「内規」として対外的に明らかにしていないことから、ご指摘も踏まえ、今後は「熊本市審査基準集」に公表する。</li> </ul>	<p>資料1 5ページ</p>
	<p>(川越委員)</p> <p>今後、同じような事案が生じた際に、グレーな印象を受けるので良くない。</p> <p>(篠原会長)</p> <p>今回を機に、内規ではなく条例規則に明記してはどうか？</p>		

### 環境保護地区の解除理由の明確化について

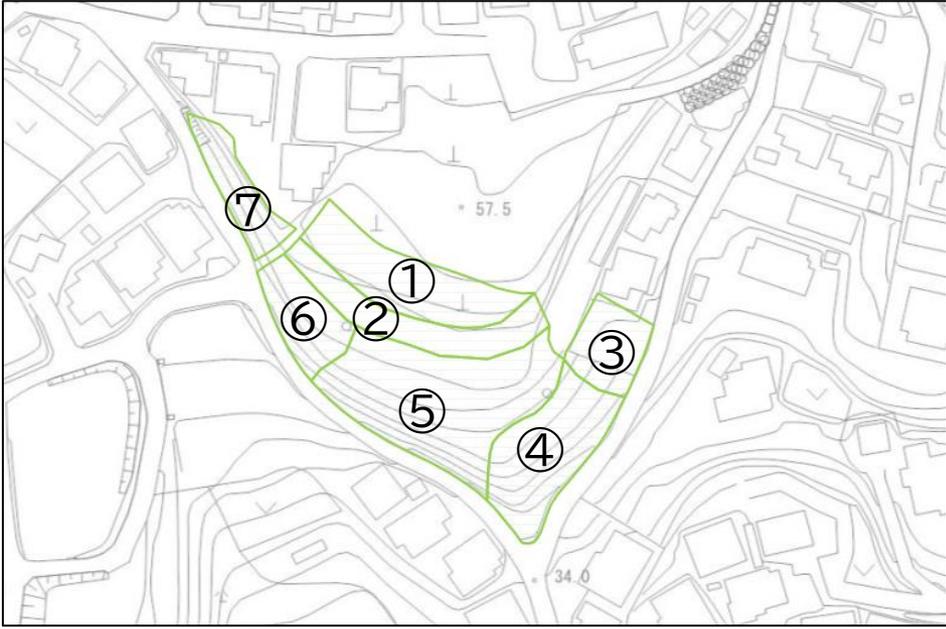
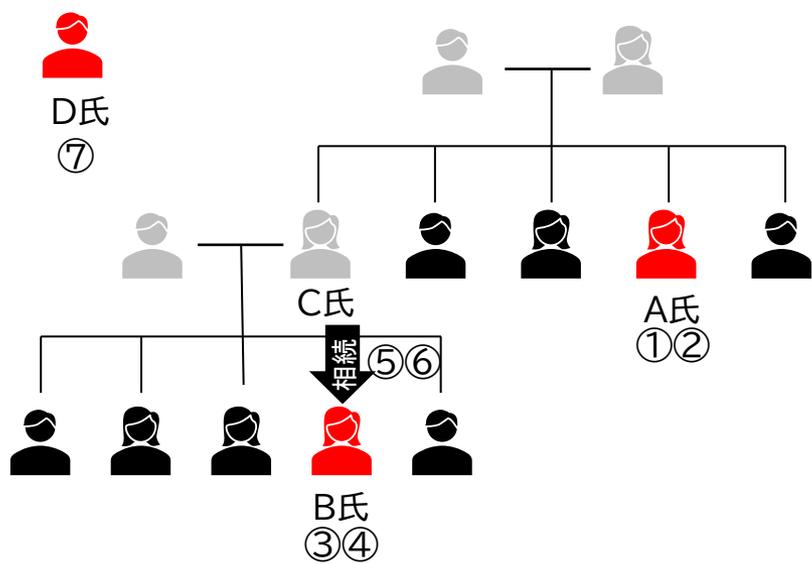
#### 環境保護地区の指定解除理由（平成15年の条例改正時）

- 1 自然災害等によって緑地が消滅した場合
- 2 道路等の公共施設又は医療施設等の公益上必要な建築物に供される場合
- 3 相続による経済的な理由により解除の申出があった場合
- 4 保護協定締結後10年を経過して、協力者から解除の申出があった場合
- 5 環境保護地区の土地を相続して5年以上経過後、相続人から解除の申出があった場合
- 6 環境保護地区の土地を購入して5年以上経過後、地権者から解除の申出があった場合
- 7 その他市長が特に認めた場合



環境審議会の承認を経て、条例改正  
➡現在の条例第6条、施行規則第5条

# 2. 土地所有者からの申出による指定解除について



※5年ごとに更新

土地	所有者	解除申出理由	適用条項	保護協定締結期間※
①	A	制約を受けたくない。	規則第5条第1項第3号 (保護協定締結後10年以上)	平成16年7月1日～ (保護協定締結後17年経過)
②				
③	B	遠方に住んでいて管理が十分に出来ていない。 環境保護地区として守っていく自信はない。	規則第5条第1項第3号 (保護協定締結後10年以上)	平成16年7月1日～ (保護協定締結後17年経過)
④				
⑤	C→B (相続)	経済的な理由により、土地の売買を考えている。	条例第6条第1項第4号 (市長が特に認める場合)	平成16年7月1日～ (保護協定締結後17年経過) R3.9.8相続済み
⑥				
⑦	D	制約を受けたくない。	規則第5条第1項第3号 (保護協定締結後10年以上)	平成16年7月1日～ (保護協定締結後17年経過)

# 3. 環境保護地区の指定方針

当初の方針(自然環境調査における緑地の評価)

昭和58年度 自然環境調査

300m<sup>2</sup>以上の緑地971箇所を調査  
→植生、緑量、景観の評価による5段階評価(A~E)で2,000m<sup>2</sup>以上の111箇所を選定

平成元年度 自然環境調査(昭和58年度の追跡調査)

67箇所を平成元年~6年にかけて精密調査を計画 ⇒11箇所指定、3箇所解除



明文化

平成15年度 指定方針を決定

⇒4箇所指定、6箇所解除

環境保護地区の指定に当たっての基準が明確でないとの指摘を環境審議会を受け、指定基準を明確化し、事務処理の円滑化を行うとともに、良好な緑地のより一層の保全を図るため指定方針を決定。

指定基準

緑地面積が2,000m<sup>2</sup>以上で植生自然度、緑量、景観の指標の内いずれかが5段階(A~E)で評価Aに該当するもの。



今後、



に公表